

## 議案第46号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月13日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ中「第19

条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第38条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「含む。）」とを「含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」とに改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（甲府市社会福祉審議会条例の一部改正）

第3条 甲府市社会福祉審議会条例（平成30年12月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

（甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第28条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第39条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第4項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けられることができる体制を確保しなければならない。

（甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正）

第5条 甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成30年12月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第7条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第7条第1項中「規定により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第9条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第7条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第49条第1項及び第2項中「規定により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第53条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第49条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第60条第2項及び第61条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第114条第4項及び第126条第3項中「規定により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第220条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第238条第1項第2号アからエまでの規定並びに附則第15項及び第16項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号及び同条第2項、第25条第4項、第73条第4項並びに第106条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。